

保護者各位

昭島市教育委員会
学校教育課

学校給食食物アレルギー対応給食の提供方法の変更について（お知らせ）

保護者の皆様には日頃より、本市の学校給食運営に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本市の学校給食食物アレルギー対応給食につきましては、学校給食共同調理場及び自校給食校においてそれぞれ調理し提供してまいりましたが、令和6年4月の新しい学校給食共同調理場の開設を契機に、同施設内に整備した「食物アレルギー対応給食専用調理室」において、市内公立小・中学校の食物アレルギー対応給食の全てを調理するとともに、下記のとおりの内容で提供することといたします。

つきましては、今後も安全・安心な食物アレルギー対応給食の提供に努めてまいりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

記

1 変更後の提供開始日

令和6年度1学期の給食開始日から

2 食物アレルギー対応給食の対象となる原因食品

卵、魚卵、乳・乳製品、えび、小麦の5品目

学校給食で使用しない食品
そば 落花生 くるみ かに
あわび いくら 牛肉 まつたけ
バナナ キウイフルーツ
種実類（ごま、栗、カカオは除く）

3 提供の方法 提供内容の変更点

「原因食品の除去食」又は「代替食」を含む1食分の提供

現在、対象となる原因食品が含まれる料理1品に対し、除去食又は代替食を1品、提供しておりますが、原因食品が含まれる給食が提供される日には、上記2の5品目を使用しない別献立による小・中学校共通の食物アレルギー対応給食を提供いたします。

なお、5品目以外の原因食品への対応は、現状どおり保護者判断の上、除去となります。

4 食物アレルギー対応給食の申請手続きについて

(1) 食物アレルギーがある場合

学校生活管理指導表を学校に提出後、個人面談（参加者：保護者、校長もしくは副校長、養護教諭、学級担任、給食主任、栄養士、学校給食課担当職員）を受けていただき、食物アレルギー対応給食の実施の可否も含め、具体的な内容について決定いたします。

(2) すでに学校生活管理指導表を提出している場合

学校生活管理指導表の内容に変更がある場合や対象となる原因食品が加わる場合は再度、個人面談を受けていただきます。なお、変更が無い場合は、そのまま継続となります。

(3) 学校給食に使用される食材料が詳しく知りたい場合

「詳細献立情報」（給食の食材等が記載された献立表）が必要な方は、詳細献立表依頼書を学校に提出してください。

5 食物アレルギー等による牛乳代金に係る学校給食費の減額

食物アレルギー等により牛乳を飲用できない場合、「食物アレルギー等による学校給食費の減額等に関する要綱」に基づき、牛乳代金相当額の減額をいたします。

【問い合わせ先】
昭島市教育委員会学校教育課
Tel 042-541-8041